

企画競争実施の公示

令和8年2月20日

近畿地方整備局滋賀国道事務所長
田崎 祥二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 R8 滋賀国道事務所技術資料データ整理業務

(2) 業務内容

本業務は、滋賀国道事務所が発注する土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務および建築関係建設コンサルタント業務において、入札参加予定者から提出があった資料および発注者が貸与する資料（「測量調査設計業務実績データ」等）に基づき、審査様式へ応募者データの入力作業を行うものである。又、業務発注資料の作成を行うものである。

(3) 履行期限 令和9年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 技術者等に関する要件

1) 配置予定技術者等（以下「主たる担当者」という。）については、下記のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門、建設部門）

RCCM

一級土木施工管理技士

2) 主たる担当者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成27年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない。令和7年度完了予定の業務を含む。）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：工事又は業務発注資料の作成及び技術提案資料の整理業務

類似業務：土木工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務

3) 主たる担当者は、他業務の主たる担当者を兼務することが出来るが、兼務する場

合は、公示日現在の上記2.(1)④に示す同種又は類似業務（国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）を含む）のうち、契約金額が500万円以上の業務の全ての手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、手持ち業務が複数年契約の業務である場合は、当該年度の履行高予定額（年割額）とする。）は、5億円未満かつ10件以下であること。

(5) 業務執行体制に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある滋賀国道事務所の発注する測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント等業務」という。）に関する業務（以下「発注業務」という。）に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

「資本面・人事面で関係がある」とは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成27年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない。令和7年度完了予定の業務を含む。）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：工事又は業務発注資料の作成及び技術提案資料の整理業務

類似業務：土木工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務

- (7) 滋賀国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 経理課 専門員

電話 077-523-1742

E-mail kkr-ekimu-32@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年2月20日から令和8年3月5日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「業務名」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年3月6日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「業務名」を記載し、着信を確認すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 田崎 祥二 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙をく kkr-ekimu-32@gxb.mlit.go.jp までメールで送付してください。

件 名： R 8 滋賀国道事務所技術資料データ整理業務

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日